

昭和学院短期大学動物実験委員会規程

平成 23 年 9 月 21 日制定

(設置)

第 1 条 本学に、昭和学院短期大学における動物実験等に関する規程、第 6 条に基づき昭和学院短期大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、「昭和学院短期大学における動物実験等に関する規程」(以下「動物実験規程」という。)に基づいて、その指針の運用が適正に行われるよう指導、及び助言することを任務とする。

(構成)

第 3 条 委員会は、学長が次の各号に掲げる委員を委嘱し構成される。

- (1) 動物実験等や実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 学長が必要とする者 若干名
- (3) 本学事務職員 1 名

(委員)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験規程の整備に関する事
- (2) 動物実験規程の適正な運用に関する事
- (3) 動物実験施設等の管理運営に関する事
- (4) その他、動物実験に関する事項

(事務)

第 7 条 本委員会の事務は本学事務室が担当する。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、委員会が発議し、昭和学院短期大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 9 月 21 日から施行する。